

## 不正防止計画

令和5年 3月10日  
研究不正防止推進会議

本学において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）を踏まえ、研究者及び事務職員が成安造形大学研究倫理規程に従って行動し、研究費による研究活動における不正を防止するため、次のとおり「不正防止計画」を策定し、実施する。なお、この計画の内容については、文科科学省からの関係情報や研究費使用に係る不正発生要因の把握等により、必要に応じ見直しを図る。

### I. 機関内の責任体制

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者
コンプライアンス推進責任者	事務局長	公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者
研究倫理教育責任者	学部長	本学の研究倫理の向上及び研究活動における不正行為の防止等のための研究倫理教育に関する権限と責任を持つ者

### II. 不正防止計画

#### 1. 機関内の責任体制の明確化

不正の発生する要因	不正防止計画
責任体制が曖昧で、組織のガバナンスが機能しない。	最高管理責任者の適切なリーダーシップのもと、本学が定める公的研究費の運営・管理に関する規程において、最高管理責任者及びその責任・権限を定め、学内外に公表することで周知を図る。
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	啓発活動を実施し意識の向上を図る。また、責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

## 2.適正な管理・運営の基礎となる環境の整備

不正の発生する要因	不正防止計画
公的研究費の事務手続きに関するルールが理解されていない。	文部科学省・日本学術振興会のルールを踏まえ、学内の規程類・マニュアル類の整備を行うことによりルールの明確化・統一化を図り、学内の理解を促進する。
コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・コンプライアンス教育) を毎年定期的実施することにより、不正防止策の理解や意識向上を図る。
公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が希薄である。	・教職員から公的研究費の不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。

## 3.不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	不正防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討、不正防止計画に加える。

## 4.研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行状況が適切に把握されていない為、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。
検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	・科学研究費等競争的研究費においては 物品（図書等を含む）の購入時に「物品等購入願」を研究・連携支援課に提出し、原則事務部門が発注し現品確認を行う。 ・科学研究費等競争的研究費において購入した備品図書は、図書館で図書登録の手続き等を行い管理する。 ・換金性の高い物品を購入した場合は、当該研究費で購入したことを明示するとともに、物品の所在を記録、管理する。
特定の相手先に対して取引が集中する傾向がある。	取引先に、公的研究費による不正防止等の取組への理解を求め、誓約書を徴取する。

## 5. 情報発信・共有化の推進

不正の発生する要因	不正防止計画
通報・告発窓口の存在が十分に認識されていない。	学内・学外に対して周知・公表を行う。
不正防止に向けた取り組み内容が外部に公表されていない。	本学の Web サイトを通じて、外部への公表を行う。

## 6. モニタリングの実施

不正の発生する要因	不正防止計画
モニタリング体制の整備が不十分である。	研究費執行における執行状況の日常的な点検は、研究・連携支援課及び総務課が行う。 内部監査は、毎年度定期的に内部監査室が行う。 統括管理責任者は、研究者及び事務取扱部署に定期的に意見を聞き、不正防止計画の見直しを行う。

### Ⅲ. 不正防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。